



## 〔 注 意 事 項 〕

この申出書は、下記理由により任意継続組合員の資格を喪失したときに提出していただくものです。  
下記事項をよく読んで、記入もれ・添付書類のもれのないように提出してください。

1. この申出書には「**資格確認書※**」のほか、喪失理由に応じた下記の書類を添付してください。  
 (「**高齢受給者証**」が交付されている場合は一緒に添付してください。)  
 ※資格取得時や被扶養者認定時に交付されている方。

資格喪失の理由	添付書類
・ 期間満了	/
・ 希望喪失	
・ 民間へ再就職	〔就職先の健康保険制度への加入日が確認できるもの〕 <b>再就職先の資格確認書（資格情報通知書）の写し又は事業所の証明書等</b>
・ 死 亡	〔死亡日が確認できるもの〕 任意継続組合員であった方の（ <b>死亡診断書又は除籍謄本</b> ）の写し
・ 公務員となる	〔就職先の共済組合制度への加入日が確認できるもの〕 <b>再就職先の資格確認書（資格情報通知書）の写し又は所属所の証明書等</b>
・ 掛金の不払い	/

2. 任意継続掛金の納付済期間の途中で資格を喪失した場合は、未経過月の任意継続掛金が還付されますので、還付金請求欄に記入してください。

なお、任意継続組合員の死亡による還付の場合で、還付金振込先が相続人口座の場合は、先順位の相続人であることを証明する書類（戸籍謄本等）を添付してください。

(\*) 掛金の取扱いについて

月の途中で資格を喪失する場合は、原則として、その月の任意継続掛金は不要となります。

(任意継続組合員の資格を取得した月に、その資格を喪失したときは、その月の掛金を要します。)

ただし、「希望喪失」の場合は、月の途中で任意継続組合員でなくなることを申し出された場合でも、その月の末日までが任意継続組合員期間となり（次月の1日が資格喪失日）、その月は掛金を要しますのでご注意ください（地方公務員等共済組合法第144条の2第5項5号の規定による。）。

3. 任意継続組合員の喪失に係る**資格喪失日の証明書が必要な方は、別様式の「資格喪失証明願」をこの申出書と一緒に提出してください。**なお、「**資格喪失証明書**」の交付は、原則、資格喪失日以降にご自宅へ送付いたします。

ただし、「希望喪失」の場合で、至急（次月の1日に）、国民健康保険等への加入手続きをするため、月の末日までに資格喪失証明書の交付を希望される場合は、当月中旬頃までに、「この申出書と資格喪失証明願」を提出してください。

※「資格確認書（交付されている場合）」は、後日、必ず返還してください。